

令和4年度 第1回 豊島区介護予防・日常生活支援 総合事業説明会



としま区制90周年

令和4年4月26日
豊島区 保健福祉部
高齢者福祉課 総合事業グループ




豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

豊島区における
「介護予防・日常生活支援総合事業」
の運用について

～ 住み慣れた豊島区で いつまでも自分らしく いきいきと～

目的

- 
- 高齢者が**活動的で生きがいのある人生を送ることが**できるよう支援
 - 多様な主体が参画した**地域の支え合いの体制づくり**

総合事業の目指す姿①

「自分でできることを増やす」

介護サービスに頼りきった生活を続けていると、自分でできることが徐々に減ってしまう。

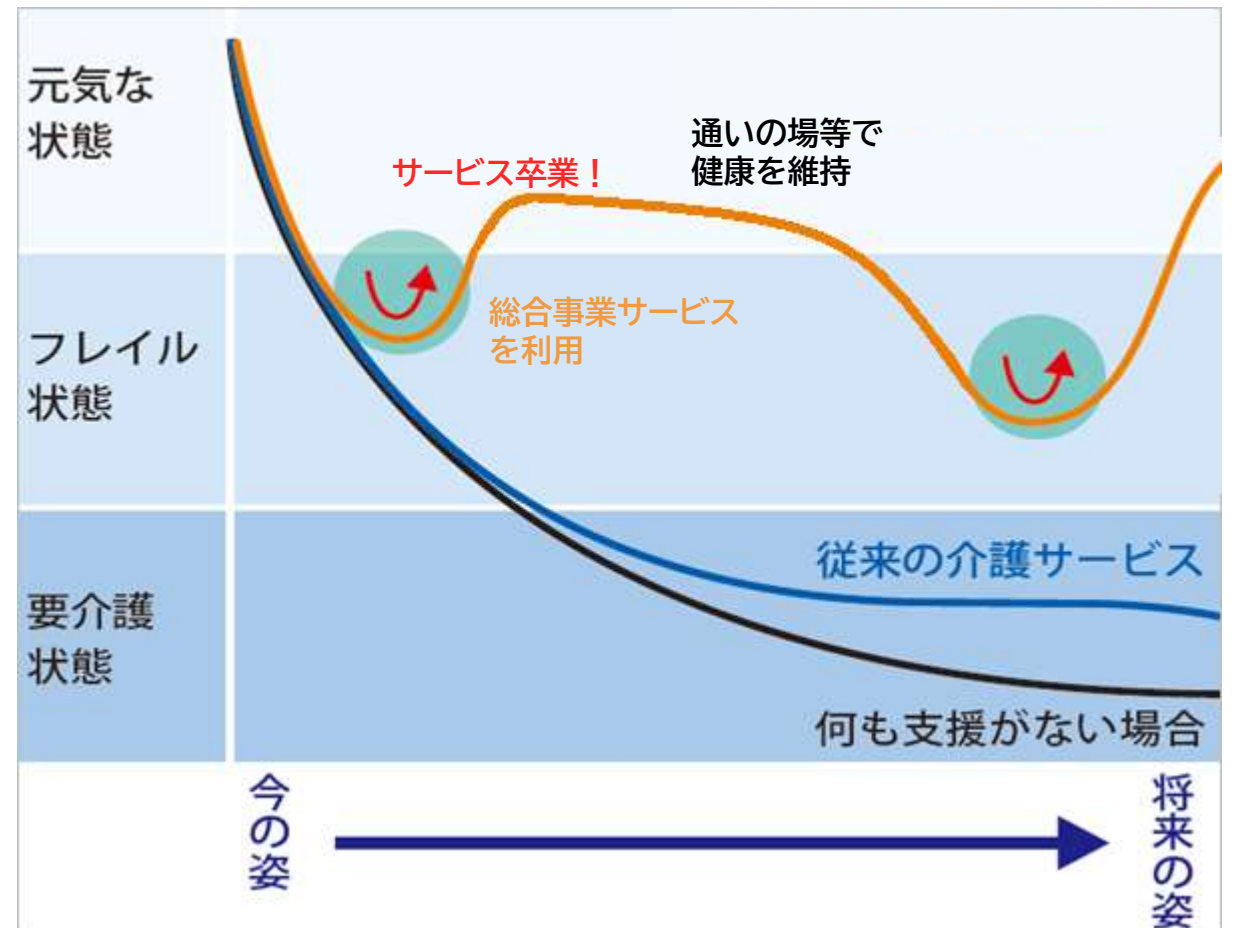
サービスの利用により、自分でできることを増やしていくことで、介護サービスに頼らない自立した生活を送る。



総合事業の目指す姿①

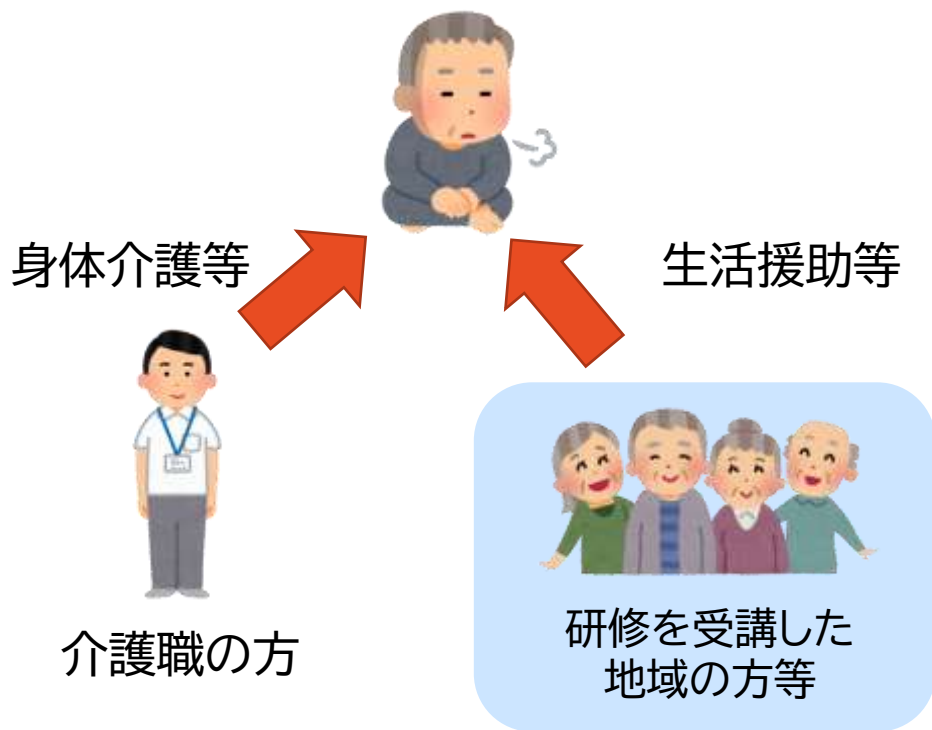
「ちょっと前の自分を取り戻す」

- 要介護状態になる前に、短期集中的に総合事業サービスを利用することで回復
- ちょっと前の自分を取り戻したら、「サービス卒業」

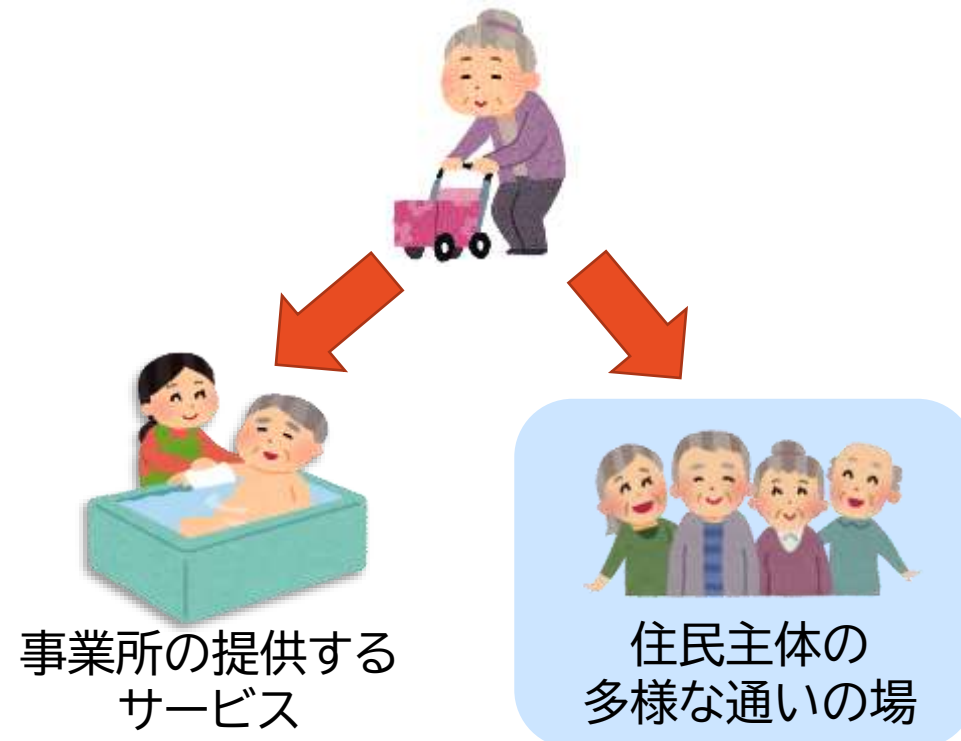


住民主体の多様なサービス

訪問型

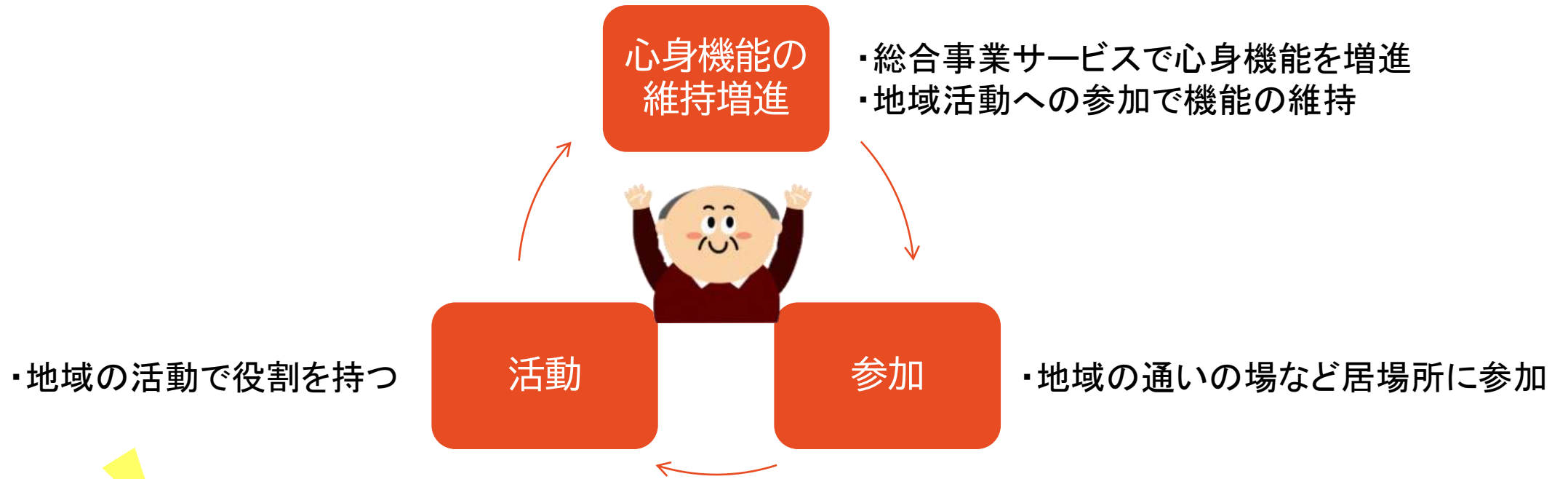


通所型



- 利用者の必要なサービスに応じて、**専門家～地域住民**がサービス提供
= **住民も参加し、介護職と役割を分担**して効果的かつ効率的な支援
- 地域の方等の**提供する側**も、社会参加となり**介護予防**につながる

活動的で生きがいのある人生



地域の中で生きがいや役割を持って生活できるように
要支援者等の選択を支援

豊島区における総合事業

総合事業の基本理念

- 要介護状態等の軽減、重度化の防止により、**活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう**に支援する。
- 専門的なサービスに加え、住民などの**多様な主体が、多様なサービスを充実させること**により地域の支え合いの体制づくりを推進する。

豊島区の課題

- 総合事業の対象者「**プレ・フレイル層**」が包括につながってこない。
- 通所介護事業所によるサービスで、**区独自の基準によるサービス提供事業者が少ない**。

豊島区の目指す姿

豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）より

住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることで、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行い、介護の重度化を防止する。

- 運動機能の維持改善を目的とした通所型サービスの充実
- 住民主体による通いの場「つながるサロン」への定着
- 短期集中通所型サービスの実施場所の拡充

豊島区における総合事業の運用について

	サービス類型・内容	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4～
訪問	国基準(従来型)	事業開始 →						
	区独自基準(A型)			事業開始 →				
	住民主体型(B型)		事業開始 →					
	短期集中型(C型)	事業開始 →						
通所	国基準(従来型)	事業開始 →						
	区独自基準(A型)						事業開始 →	
	住民主体型(B型)				事業開始 →			
	短期集中型(C型)				事業開始 →		(モデル事業)	
生活支援	入浴・移動支援・配食							

令和4年度の動き

- ▷ 訪問、通所の全てのサービス類型でサービス提供が可能
- ▷ 通所型サービスAの提供事業者、通所型サービスCの開催回数が共に増加
- ▷ リハビリと栄養改善、両方のニーズがあるため通所型サービスCのコースを一体化

豊島区における総合事業の運用について

○訪問型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 (A2)	としま介護予防 訪問サービス (A4)	としまいきいき 訪問サービス(A4)	生活支援 お助け隊(B)	短期集中訪問型 サービス事業(C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)			1年 (再申込み可)	3～6か月
サービス 提供者	指定介護事業所			シルバー人材 センター、社会福祉 事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー 又は 区研修の修了者	区研修の修了者	
利用料	306円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・2割の場合600円、3割の場合900円)		30分・300円 60分・600円	無料
内容	入浴や排せつなどの 身体介護や生活 援助	見守り程度の 簡易な身 体介護や生活援助	掃除・洗濯・買い 物・調理・薬の受け 取りなどの 生活援助	掃除・洗濯・買い物 などの 家事援助	リハビリ、口腔ケア、 低栄養等、生活機能 改善のための助言
対象者	● 身体介護と生 活援助が必要 な方	● 簡易な身体介護と生 活援助が必要な方	● 生活援助のみ必要 な方	● 家事援助のみ必 要な方	● 短期集中的な支 援で生活機能の 改善が見込まれ る方
	要支援1・2			要支援1・2、事業対象者	

豊島区における総合事業の運用について

○訪問型サービスにおけるサービスの内容

分類	国相当基準サービス	訪問型サービスA		訪問型サービスB	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防訪問サービス	③としまいきいき訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型サービス事業
コード	A2	A4		—	—
サービス内容	<p>右記②のサービス内容に無い以下の「身体介護」を含むサービスを実施する場合</p> <p>1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助</p> <p>※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。</p>	<p>老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 (身体介護) 1-0 サービス準備・記録等 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助 (家事援助) 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 配下膳 2-6 買い物 ※調理と薬の受け取りを除く</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組めます。</p>

※同じ月内でのA2とA4の併用はできません。

老計第10号：「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日)

豊島区における総合事業の運用について

○通所型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまりハビリ 通所サービス(A8)	つながるサロン(B)	短期集中通所型サービス (C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	6か月を目安に利用 (※最長9か月)	1年(再申込み可)	3か月(12回)
送迎	必要な方は送迎可	必要な方は送迎可	なし	なし
利用料	419円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・1割の場合)	無料 (会食実費)	無料
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔ケアetc.)	機能訓練に特化 個別プログラム	自主グループが行う介護予 防に資する活動	専門職による集団での運動 プログラムと栄養指導
目標	必要な支援を続けながら 在宅生活を継続	運動機能を向上させ、いち 早く、地域資源を活用する などして、自立した日常生 活を取り戻す。	社会・地域との繋がりを 持ち続ける	運動機能を向上させ、地域 との繋がりを持ち続けるこ とを目指す。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅での入浴困難 ● 認知機能低下 ● 低栄養状態 ● 難病・その他疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練の必要がある ● 自立的な在宅生活を 目指すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中通所型サービ スで学んだことを続けたい ● 地域との交流を持ちたい ● 自己通所可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中的に改善が見込 める ● 学んだことを自分で続け る意欲がある ● 自己通所可能

要支援1・2・事業対象者

通所サービスのご案内

としまりハビリ通所サービスのご案内

(通所型サービスA・区独自基準)

足腰が弱くなった...



転倒が不安で
外出が減ってきた...



リハビリでもっと元気になって
外出がしたい!

高齢者総合相談センターへ相談



通所型サービス検討会を開催*

いざ参加!

としまりハビリ通所サービス へ通いましょう!

主に個別での指導



個別指導で
元気に!

生活に自信が
ついた!

学んだことを
日常生活に取り入れて、
元気な生活を!

趣味の活動、つながるサロンや
区民ひろばなどで楽しく
元気を保ちましょう。

体力がついた!



外出できると
楽しい!



* 豊島区で専門職による検討を実施

としまリハビリ通所サービスのご案内

(通所型サービスA・区独自基準)

リハビリに特化したデイサービスです。

単にリハビリによる運動機能の維持・改善だけでなく、
運動機能の維持・改善を通じて、いち早くつながるサロンや地域資源に結び付け、
サービスを利用せずに、自立した日常生活を送れるようになることを目指します。

- 週1回または2回 1回90分程度
- 送迎：事業所による
- 利用期間：6か月程度（最長9か月）※
- 利用料金：1回 300円（定額・1割負担の場合）

※現利用者についてはプラン見直しのタイミングで、期間設定をしてください。

* 令和4年4月時点 指定事業所

◆事業所	◆所在地	◆提供日時	◆定員	◆送迎
リハビリセンターあゆむ	長崎5-8-6	月・火・水・木・金曜 10:30~12:00 13:30~15:00	各回 6人	あり
リハビリデイサービスまんぞく	池袋本町3-28-6	月・火・金・土曜 10:00~11:30 14:30~16:00	各回 6人	あり
ベストリハ大塚	北大塚2-19-2	月曜 10:00~11:30 ※ 送迎なし	2人	なし

NEW

としまりハビリ通所サービスのご案内

(通所型サービスA・区独自基準)

令和3年度から開始となった、としまりハビリ通所サービス (A8) では、基本報酬の他に区独自の加算相当額を設けています。

○加算の内容等

◆加算名称	◆加算の要件	◆加算額
自立化加算相当費 (Ⅱ)	としまりハビリ通所サービスを終了し、サービス終了時に実施する「自立化加算相当費 (Ⅱ) 判定基準表※」により、基準値を下回る状態と判定された場合	1人あたり 10,000円
自立化加算相当費 (Ⅰ)	①としまりハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、その他のサービス (を利用していない場合) ②としまりハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、通所B又は通所Cへ通所する場合	1人あたり 20,000円
副都心加算相当費	サービスの提供を利用者に対して行った場合	1月あたり 50,000円

※基本CLのうち「口腔機能」「認知症」「うつの状態」の3項目を除いたものを使用

NEW

短期集中通所型サービスのご案内

(通所型サービスC)

運動してもっと
元気になりたい...



ジムは無理だしデイサービスは
自分には早いな

ひとりの食事は
美味しくない...



何を食えばよいかも
分からないし食欲がない

行くところもないし
友達が欲しい



お金もかけたくないけど
家にこもっているのは寂しい

高齢者総合相談センターへ相談



通所型サービス検討会を開催*

いざ参加!

短期集中通所型サービス
へ通ってみましょう!

主に集団での指導

運動指導

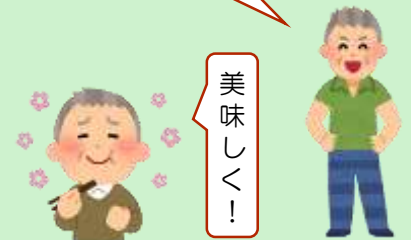


栄養指導

つながるサロン
に参加しましょう!

短期集中通所型サービス
で学んだことを、
地域の人々と一緒に
楽しく続けましょう!

元気に!



美味しくて!

楽しい!



* 豊島区高齢者福祉課内で専門職による検討を実施

短期集中通所型サービスのご案内

(通所型サービスC)

約3か月間、施設に通い、短期的に集中したプログラムを実施します。

- 週1回・約3か月間（全12回） 1回2時間程度
- 1回 10名程度（運動制限がある方は参加が出来ない場合があります）
- 送迎なし
- 利用料金：無料（交通費は自己負担）



リハビリ専門職等が生活行為を改善するためのアドバイスをを行い、集団で運動を行ったり、管理栄養士による栄養指導を実施します。



通所型サービスの流れ

① 来所

- ◇体温測定・消毒を済ませ、血圧測定を行います
- ◇始まる時間まではいつも参加しているメンバーやスタッフと世間話をしてリラックス♪

② 準備運動

- ◇準備体操・ストレッチ・脳トレなどを行います

③ 集団での運動

- ◇リハビリテーション専門職が提案する運動やとしまる体操を行います

④ 個別面談(コーチング)+栄養指導

- ◇月に1回 リハビリテーション専門職と生活の振り返りを行います
- ◇管理栄養士による栄養講座+栄養指導を行います

⑤ グループワーク・レクリエーション

- ◇皆さんで話し合っってチャレンジしたいことをやってみます

⑥ 整理体操・来週の予定の確認

- ◇整理体操・血圧測定等を行い、次週の予定を確認して終了！

短期集中通所型サービスのご案内

(通所型サービスC)

●令和4年度 実施予定

◆会場	◆所在地	◆曜日	◆実施期間 (締切り日)	◆提供時間	◆定員
ジェクサー フィットネス&スパ大塚	南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル5階	木	5月19日～8月4日 (締切：5月12日)	10時～12時	10名
豊島区立高田介護予防センター	高田3-38-7	水	6月1日～8月17日 (締切：5月25日)	10時～12時	10名
ゆたか苑	長崎3-26-4	木	6月2日～8月25日 (締切：5月26日)	10時～12時	10名
池袋えびすの郷	池袋本町2-34-1	木	7月7日～9月29日 (締切：6月30日)	15時～17時	10名
豊島区立心身障害者福祉センター	目白5-18-8	木	9月1日～11月24日 (締切：8月25日)	10時～12時	10名
区民ひろば 仰高	駒込4-12-3	月	9月5日～12月5日 (締切：8月29日)	10時～12時	10名
ジェクサー フィットネス&スパ板橋	北区滝野川7-4-1 JR板橋東口ビル3-5階	金	9月16日～12月9日 (締切：9月9日)	10時～12時	10名
豊島区立東池袋フレイル対策センター	東池袋2-38-10	水	11月2日～1月25日 (締切：10月26日)	10時～12時	10名
区民ひろば 高松	高松2-25-9	月	12月12日～3月13日 (締切：12月5日)	10時～12時	10名
ジェクサー フィットネス&スパ大塚	南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル5階	木	12月15日～3月16日 (締切：12月8日)	10時～12時	10名

つながるサロンのご案内

(通所型サービスB)

区民が主体となり、様々な形で介護予防に取り組む自主グループです。

活動状況

- 【登録団体数】 30団体
- 【活動回数】 月に2回以上
- 【活動時間】 1～2時間程度/回
- 【参加費】 無料(一部、実費がかかる場合あり)



様々な活動に役割を持って定期的に参加することで活動的な生活が送れます。

参加方法

ご本人から自主グループにお問い合わせの上、高齢者総合相談センターを通して参加します。(団体連絡先はセンターや区ホームページで案内しています。)

特徴

- ▷ 趣味活動等を通して介護予防に取り組める
- ▷ 各活動に配置されたコーディネーターが活動に参加する高齢者を見守り

- ▷ 介護予防リーダー
- ▷ 区研修修了生 など



雑司が谷公園でのラジオ体操



公園内の花壇での園芸活動

通所型サービスの利用について

通所型サービス利用の例

サービスについて、ご本人の状態に合わせて併用ができます。
※また、通所Bと通所Cは給付管理外のサービスです。

例1



無理なくサービスを一つずつ利用

例2




個別指導(通所A)を続けながら、
集団指導(通所C)に参加

例3



指導(通所A・C)を受けながら、
自主的な通いの場に参加していく

✖



通所Aサービス(A6とA8)の併用は
できません

通所型サービスの選び方について

豊島区では、利用者の方に上手に通所事業を利用していただけるよう、通所型サービスを利用する際のポイントを下記のとおりご案内しております。

- ① 目標・期間を決めて、目標達成に向けて一定期間サービスを利用しましょう。
- ② サービスで学んだことを生活に取り入れて、自分で出来ることを増やすよう意識しましょう。
- ③ 自分で出来ることが増えてきたら、サービスの利用を減らし、趣味の活動やつながるサロンなどを活用して元気な生活を目指しましょう。



「実現可能なちょっと前の生活」を取り戻す！

豊島区では上記の方針に沿った通所型サービスの運用を進めるため、高齢者福祉課内に「通所型サービス検討会」を設置しております。この検討会では、各利用者のサービス利用について、どのサービスをご利用いただくのが良いか専門職も交えて検討し、その結果を区の意向として担当の地域包括支援センターへお伝えしております。

令和4年度における基本報酬等について

としまリハビリ通所サービスにおける加算相当費について

令和3年度から開始となった、としまリハビリ通所サービス（A8）では、基本報酬の他に区独自の加算相当額を設けています。

○加算の内容等

◆加算名称	◆加算の要件	◆加算額
自立化加算相当費（Ⅱ）	としまリハビリ通所サービスを終了し、サービス終了時に実施する「自立化加算相当費（Ⅱ）判定基準表※」により、 基準値を下回る状態 と判定された場合	1人あたり 10,000円
自立化加算相当費（Ⅰ）	①としまリハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、 当該サービスを終了し、その他のサービスを利用していない場合 ②としまリハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、 当該サービスを終了し、通所B又は通所Cへ通所する場合	1人あたり 20,000円
副都心加算相当費	サービスの提供を利用者に対して行った場合	1月あたり 50,000円

※基本CLのうち「口腔機能」「認知症」「うつ状態」の3項目を除いたものを使用

○令和3年度「介護認定軽度化加算相当費」「自立化加算相当費」の内容・加算額をそれぞれ見直し、「自立化加算相当費（Ⅰ）・（Ⅱ）」としました。

NEW


介護職員処遇改善加算の一部終了について

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)について、令和3年度末で加算が終了しました。

国の報酬改定に伴い、当初設定した通り、令和4年3月31日で処遇改善加算の一部が終了しました。

○変更内容

名称	変更前(令和3年度まで)	変更後(令和4年度以降)
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	55/1000×90/100の単位数を加算	(廃止)
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	55/1000×80/100の単位数を加算	(廃止)



総合事業における運用の弾力化について

【対象者の弾力化】

国の社会保障審議会において、「総合事業の利用者で要介護認定を受けた者については、本人の希望を踏まえつつサービスの利用が継続できるよう、運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より要介護認定者についても一定の条件下で総合事業のサービス利用が可能となっています。

○豊島区における運用

下記サービスを利用中に要介護認定を受けた方に限り、認定後も引き続き、当該サービスのご利用を継続いただけます。 ※新規利用の場合は不可。

- ①訪問型サービスB 「生活支援お助け隊」
- ②通所型サービスB 「つながるサロン」

○ケアマネジメントの取扱い

総合事業のみ利用の場合

→「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターで作成、居宅の届出は高齢者福祉課へ

総合事業と介護給付の併用の場合

→「ケアプラン」を居宅介護支援事業所で作成、居宅の届出は介護保険課へ

利用限度額について

○各サービスの上限額

サービス区分	利用限度
介護予防訪問介護（A2） としま介護予防訪問事業（A4） としまいきいき訪問事業（A4）	（週に1回程度） 1,176単位 （週に2回程度） 2,349単位 （週に2回以上） 3,727単位※ ※要支援2の場合のみ
介護予防通所介護（A6）	（事業対象者、要支援1の場合） 1,672単位 （事業対象者、要支援2の場合） 3,428単位
としまリハビリ通所事業（A8）	（事業対象者、要支援1の場合） 1,920単位 （事業対象者、要支援2の場合） 3,555単位

※A8の利用限度は厚労省告示より引き上げています。

※上表のサービスを利用する場合、介護予防サービスと合わせて下表の利用限度となります。

状態区分	利用限度	利用限度額
要支援1・事業対象者	5,032単位	57,000円
要支援2	10,531単位	120,000円

介護予防ケアマネジメントについて

○令和4年度 取扱い一覧 (令和3年度と変更ありません)

類型	プロセス					期間	使用する帳票	対応するサービス	包括からの委託
		開始月	翌月	翌々月以降	プラン期間終了月				
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	サービス担当者会議	○	×	×	○	認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区独自帳票 (すこやか生活プラン) or 都様式(A表～F表) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業所のサービス (訪問型) A2、A4 (通所型) A6、A8 	委託可能
	モニタリング	○	○	○	○				
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	サービス担当者会議	○	×	×	○	サービス終了後3か月間	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防手帳 (私のプラン) 	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中サービス (訪問型) C (通所型) C 	委託不可 (包括が直接実施)
	モニタリング	○	○	○	○				
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	サービス担当者会議	×	—	—	—	プラン作成からサービス開始確認まで (最大3か月)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防手帳 (私のプラン) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体のサービス (訪問型) B (通所型) B 	委託不可 (包括が直接実施)
	サービス開始の確認	○	—	—	—				

A8の利用期限導入について

としまリハビリ通所サービス (A8) について、令和4年度より利用期限を設定しました。


○変更の狙い

としまリハビリ通所サービスは、**自立支援に資するサービス**として位置付けています。

しかし、利用期間に関する制度上の制限が無いなかでは卒業やステップアップに向けた働きかけに限界がありました。

そのため、豊島区として**利用期間を明示**することにより、**利用者のステップアップの動機付け**を行っています。

○変更内容

事業名	変更前(令和3年度まで)	変更後(令和4年度以降)
としまリハビリ通所事業(A8)	利用期限の制限なし	 <ul style="list-style-type: none">利用期間は概ね6か月とする。最長9か月*の利用とする。

※事業所がサービス提供を休止していた期間は、利用期間に算入しません。

家事援助スタッフ研修について

としまいきいき訪問サービス(訪問型サービスA4)、生活支援お助け隊(訪問型サービスB)の従事者を育成するため、区では家事援助スタッフ育成研修を行っています。



(研修の様子)

修了者

442名(令和4年3月時点)

掃除・洗濯・買い物・調理・
薬の受け取りなどの**生活援助**
や家事援助ができます。



家事援助スタッフを活用すると、
ヘルパー等は身体介護が必要な方
に集中できます！

令和4年度 実施予定

6月6日～20日(3日間)

10月下旬

2月下旬

就職相談会を実施
(各回最終日)

ご協力をお願いします！

豊島区の総合事業 ～所掌事務・関連事務～

担当	内容
<p>高齢者福祉課 総合事業グループ</p>	<p>国保連事務（訪問・通所・ケアマネジメント費他）</p>
	<p>過誤申請、エラー関係</p>
	<p>高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費</p>
	<p>基本チェックリスト・ケアマネジメント届出書</p>
	<p>訪問型サービス（A・B・C）通所型サービス（A・B・C）</p>
	<p>総合事業基準緩和サービス従事者育成研修</p>
	<p>事業所指定 各種 加算関係（令和2年度～）</p>
<p>高齢者福祉課 基幹型センターグループ</p>	<p>地域ケア会議</p>
	<p>ケアマネジメント</p>
	<p>ケアマネジャー研修</p>
<p>高齢者福祉課 生活支援体制整備グループ</p>	<p>生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーターなど）</p>